

厚生労働省和歌山労働局発表
平成25年11月20日

厚生労働省 和歌山労働局
職業安定部 職業対策課
課長 生駒 純治
課長 補佐 海瀬 安彦
障害者雇用担当官 三谷 博己
電話 073-488-1161

和歌山の民間企業障害者実雇用率は過去最高を達成！

厚生労働省（労働局）では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、身体障害者又は知的障害者を1人以上雇用する義務のある事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

和歌山労働局（局長 榎葉 伸一）では、今般、民間企業や公的機関などにおける平成25年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

なお、法定雇用率※は、平成25年4月1日に改定されています。（民間企業の場合は1.8%→2.0%）（※法定雇用率はP.7をご参照下さい。）

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.0%）

- ・雇用障害者数は1,734.5人と前年より209人増加し過去最高
- ・実雇用率は2.03%と前年より0.14ポイント上昇し過去最高(全国第10位)
- ・法定雇用率達成企業の割合は57.2%と前年より3.4ポイント低下(全国第5位)
[※低下要因としては、雇用率引き上げの影響が大きい]

<公的機関>（法定雇用率2.3%、県及び一定市町村の教育委員会2.2%）

- ・2.3%の法定雇用率が適用される県、市町村及び教育委員会等の機関
雇用障害者数312人 実雇用率2.21%
- ・2.2%の法定雇用率が適用される県及び一定市町村の教育委員会
雇用障害者数144人 実雇用率2.12%
- ・国立大学法人等（法定雇用率2.3%）
雇用障害者数28.5人 実雇用率2.04%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ★ 企業数は540企業 | 前年より68企業増加((注)1をご参照下さい) |
| ★ 実雇用率は2.03% | 前年より0.14ポイント上昇 |
| ★ 雇用障害者数は1,734.5人 | 前年より209人増加 |
| 身体障害者は1,207人 | 前年より102.5人増加 |
| 知的障害者は421人 | 前年より91人増加 |
| 精神障害者は106.5人 | 前年より15.5人増加 |
| ★ 雇用率達成企業の割合は57.2% | 前年より3.4ポイント低下 |

○ 概況

(第1表)

① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度障害者 (1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B			
企業 540 (472)	人 85,539.5 (80,927.5)	人 344.0 (316.0)	人 1,046.5 (893.5)	人 1,734.5 (1,525.5)	% 2.03 (1.89)	企業 309 (286)	% 57.2 (60.6)

○ 障害種別雇用状況

(第2表)

① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
	A. 重度障害者 (1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者 (1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	A. 1週間の所定労働時間が30時間以上	B. A以外の障害者	C. 計 A+B×0.5
人 1,734.5 (1,525.5)	人 300.0 (284.0)	人 607.0 (536.5)	人 1,207.0 (1,104.5)	人 44.0 (32.0)	人 333.0 (266.0)	人 421.0 (330.0)	人 72.0 (65.0)	人 69.0 (52.0)	人 106.5 (91.0)

- (注) 1 民間企業の法定雇用率が平成25年4月1日から0.2%引き上げられ2.0%となったことから、平成25年より報告対象企業が労働者数56人以上規模から50人以上規模に変更されている。
- 2 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 3 障害者の数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 4 B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 5 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。

○ 企業規模別状況

- ・ 障害者の数では、56～99人規模企業以外すべての規模企業で前年より増加した。
 - ・ 実雇用率では、50～55人規模企業で特に高くなっている。
- (第3表)

区 分 (人)	企業数 (企業)	法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業 (企業)	障害者雇用率 達成企業の割 合 (%)
50～55	43 (-)	2,273.5 (-)	93.0 (-)	4.09 (-)	26 (-)	60.5 (-)
56～99	222 (202)	15,740.0 (14,732.5)	294.0 (322.5)	1.87 (2.19)	134 (131)	60.4 (64.9)
100～299	237 (232)	34,804.0 (33,784.0)	637.5 (562.0)	1.83 (1.66)	128 (131)	54.0 (56.5)
300～499	25 (25)	8,693.0 (8,511.5)	226.0 (225.5)	2.60 (2.65)	14 (16)	56.0 (64.0)
500～999	5 (5)	3,445.5 (3,535.0)	68.5 (61.5)	1.99 (1.74)	3 (4)	60.0 (80.0)
1000 以上	8 (8)	20,583.5 (20,364.5)	415.5 (354.0)	2.02 (1.74)	4 (4)	50.0 (50.0)
合 計	540 (472)	85,539.5 (80,927.5)	1,734.5 (1,525.5)	2.03 (1.89)	309 (286)	57.2 (60.6)

○ 産業別雇用状況

- ・ 実雇用率では、金融・保険・不動産業以外すべての産業で前年を上回った。
 - ・ 障害者雇用率達成企業の割合では、建設業、運輸・通信業で前年を上回った。
- (第4表)

区 分 (人)	企業数 (企業)	法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業 (企業)	障害者雇用率 達成企業の割 合 (%)
建設業	11 (7)	914.5 (711.0)	19.0 (9.0)	2.08 (1.27)	7 (4)	63.6 (57.1)
製造業	157 (146)	22,654.0 (22,446.5)	451.0 (426.0)	1.99 (1.90)	100 (101)	63.7 (69.2)
運輸・通信業	42 (37)	5,094.5 (4,808.5)	91.5 (80.5)	1.80 (1.67)	26 (21)	61.9 (56.8)
卸売・小売業	72 (65)	20,341.0 (19,888.0)	352.0 (306.5)	1.73 (1.54)	24 (27)	33.3 (41.5)
金融・保険・ 不動産業	13 (11)	5,412.0 (5,241.0)	81.0 (79.5)	1.50 (1.52)	4 (6)	30.8 (54.5)
サービス業	241 (202)	30,758.0 (27,347.0)	732.0 (617.0)	2.38 (2.26)	145 (125)	60.2 (61.9)
その他	4 (4)	365.5 (485.5)	8.0 (7.0)	2.19 (1.44)	3 (2)	75.0 (50.0)
合 計	540 (472)	85,539.5 (80,927.5)	1,734.5 (1,525.5)	2.03 (1.89)	309 (286)	57.2 (60.6)

(注) 第1表・第2表と同じ。

法定雇用率達成企業には、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数を切り捨て)から当該企業雇用されている障害者の数を減じて得た数が、0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、法定雇用率達成企業となる。

2 地方公共団体・国立大学法人等における在職状況 ※各機関の内訳については別表をご参照下さい。

○ 地方公共団体等

- ・法定雇用率 2.3%が適用される機関（県及び市町村機関等）
- ★ 実雇用率は 2.21% 前年より 0.13 ポイント増加
- ★ 雇用障害者数は 312 人 前年より 17.5 人増加
- ・法定雇用率 2.2%が適用される都道府県等の教育機関
- ★ 実雇用率は 2.12% 前年より 0.05 ポイント増加
- ★ 雇用障害者数は 144 人 前年と同数値

機関別雇用状況

区分	①機関数	②法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数 (人)	③障害者の数 (人)	④実雇用率 (%)	⑤不足数 (人)
2.3%適用機関	42 (42)	14,142.0 (14,170.0)	312.0 (294.5)	2.21 (2.08)	20.0 (15.0)
2.2%適用機関	3 (3)	6,786.5 (6,943.5)	144.0 (144.0)	2.12 (2.07)	6.0 (0)

※ () 内は平成24年6月1日現在の数値

○ 国立大学法人等

- ★ 実雇用率は 2.04% 前年より 0.26 ポイント増加
- ★ 雇用障害者数は 28.5 人 前年より 4 人増加

国立大学法人等雇用状況

①企業数 (法人)	②法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数 (人)	③障害者の数 (人)	④実雇用率 (%)	⑤不足数 (人)
2 (2)	1,396.5 (1,376.0)	28.5 (24.5)	2.04 (1.78)	2.5 (4.0)

※ () 内は平成24年6月1日現在の数値

- (注) 1 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 2 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 障害者の数とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の計であり、重度障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上）については、法律上、1人を2人分に相当するものとしてダブルカウントされ、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。

○ 県知事部局及びその他の県機関（法定雇用率2.3%）

別表

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	⑤前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	4,119.0	106.0	2.57	0.0	2.48	0.0
和歌山県	3,742.0	97.5	2.61	0.0	2.52	0.0
和歌山県警察本部	377.0	8.5	2.25	0.0	2.03	0.0

○ 市町村の状況（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	⑤前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	8,280.5	173.0	2.09	13.0	1.86	13.0
和歌山市	1,667.0	38.0	2.28	0.0	2.26	0.0
海南市	607.0	17.0	2.80	0.0	2.17	0.0
橋本市	648.0	16.0	2.47	0.0	2.20	0.0
有田市	312.0	5.0	1.60	2.0	1.89	0.0
御坊市	222.0	4.0	1.80	1.0	1.86	0.0
田辺市	563.0	12.0	2.13	0.0	2.05	0.0
新宮市	356.0	6.0	1.69	2.0	1.69	1.0
紀の川市	562.0	9.0	1.60	3.0	1.37	4.0
岩出市	285.0	5.0	1.75	1.0	1.41	1.0
紀美野町	178.0	4.0	2.25	0.0	1.59	0.0
かつらぎ町	230.0	4.0	1.74	1.0	2.16	0.0
九度山町	86.0	2.0	2.33	0.0	2.41	0.0
高野町	126.5	2.0	1.58	0.0	1.65	0.0
湯浅町	217.5	5.0	2.30	0.0	2.14	0.0
広川町	83.0	1.0	1.20	0.0	1.19	0.0
有田川町	364.0	10.0	2.75	0.0	1.24	2.0
美浜町	109.5	1.0	0.91	1.0	1.14	0.0
日高町	73.0	1.0	1.37	0.0	1.35	0.0
日高川町	184.0	3.0	1.63	1.0	0.54	2.0
由良町	83.0	2.0	2.41	0.0	2.44	0.0
みなべ町	130.0	3.0	2.31	0.0	2.26	0.0
印南町	84.0	1.0	1.19	0.0	1.19	0.0
白浜町	260.0	4.0	1.54	1.0	0.75	3.0
上富田町	118.0	2.0	1.69	0.0	1.72	0.0
すさみ町	140.0	3.0	2.14	0.0	1.45	0.0
串本町	264.0	7.0	2.65	0.0	2.23	0.0
那智勝浦町	190.0	4.0	2.11	0.0	2.08	0.0
太地町	66.0	1.0	1.52	0.0	1.52	0.0
古座川町	72.0	1.0	1.39	0.0	1.39	0.0

※ 平成 25 年 6 月 1 日における報告に基づいての計上であり、その後、一部の市町村においては障害者枠を設けた募集を実施した。

○ その他の市町村機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	1,567.5	30.0	1.91	7.0	2.22	2.0
和歌山市水道局	201.0	4.0	1.99	0.0	1.90	0.0
国民健康保険野上厚生病院組合	97.0	2.0	2.06	0.0	2.08	0.0
公立那賀病院経営事務組合	157.0	0.0	0.00	3.0	2.53	0.0
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	56.0	1.0	1.79	0.0	1.82	0.0
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	313.5	4.5	1.44	2.5	2.14	0.0
御坊日高老人福祉施設事務組合	230.0	9.0	3.91	0.0	3.33	0.0
公立紀南病院組合	390.0	7.5	1.92	0.5	1.70	1.0
御坊広域行政事務組合	56.0	2.0	3.57	0.0	5.56	0.0
海南海草老人福祉施設事務組合	67.0	0.0	0.00	1.0	0.00	1.0

※公立紀南病院組合においては8月26日現在 障害者の数8.5人 不足数は0人となっている。

○ 市町村の教育委員会（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	175.0	3.0	1.71	0.0	1.75	0.0
橋本市教育委員会	70.0	1.0	1.43	0.0	1.32	0.0
田辺市教育委員会	105.0	2.0	1.90	0.0	2.11	0.0

○ 県及び一定の市町村の教育委員会（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	6,786.5	144.0	2.12	6.0	2.07	0.0
和歌山県	6,252.5	131.0	2.10	6.0	2.03	0.0
和歌山市	359.0	8.0	2.23	0.0	2.75	0.0
海南市	175.0	5.0	2.86	0.0	2.09	0.0

○ 国立大学法人等における雇用状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	前年度	
					実雇用率	不足数
合 計	1,396.5	28.5	2.04	2.5	1.78	4.0
国立大学法人 和歌山大学	420.5	6.5	1.55	2.5	2.06	0.0
公立大学法人 和歌山県立医科大学	976.0	22.0	2.25	0.0	1.66	4.0

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (50人以上規模の企業)	2. 0%
	特殊法人等 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	2. 3%
○ 国、地方公共団体	(43.5人以上規模の機関)	2. 3%
○ 都道府県等の教育委員会	(45.5人以上規模の機関)	2. 2%

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。